

成城法学

7

論 説

フランスにおける
会社グループに関する
クステ法案, についての
若干の考察……………井上 明

構成要件の欠缺と
可罰未遂の限界(三・完)…大沼 邦弘

ヨーロッパ人権裁判所と個人
——「公正な満足」付与の
問題を中心に——……………佐藤 文夫

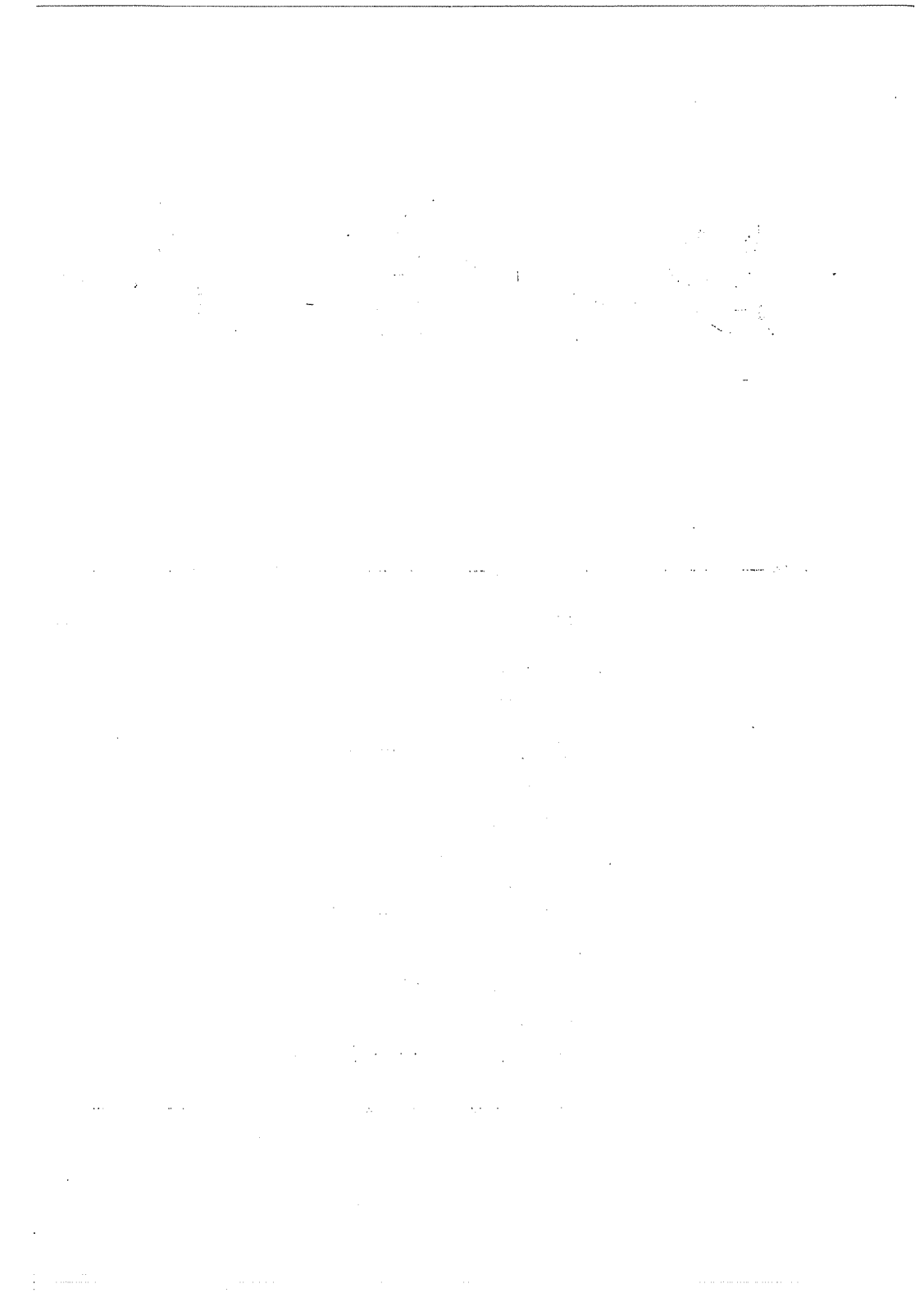
ヒンツェの国制史における
人間精神の意義(三・完)…山内 進

判例家族法再検討の
現段階(その二)……………佐藤 良雄

1980

6月

成城大学法学会



成城法学第七号 目次 (昭和五十五年六月二十五日発行)

論 説

フランスにおける会社グループに関する

クステ法案、についての若干の考察……………井上 明……………1

構成要件の欠缺と可罰未遂の限界(三・完)……………大沼邦 弘……………69

ヨーロッパ人権裁判所と個人……………佐藤文 夫……………107

——「公正な満足」付与の問題を中心に——

ヒンツェの国制史における人間精神の意義(三・完)……………山 内 進……………143

判例家族法再検討の現段階(その二)……………佐藤良 雄……………193

成城大学法学会規約……………213

1. The first part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

2. The second part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

3. The third part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

4. The fourth part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

5. The fifth part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

6. The sixth part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

7. The seventh part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

8. The eighth part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

9. The ninth part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

10. The tenth part is a list of the names and addresses of the members of the committee.

成城大学法学会規約

- 1 本会は成城大学法学会と称し、事務所を成城大学法学部内に置く。
- 2 本会は、成城大学における法律学及び関連諸科学の研究並びにその研究者相互の協力の促進を図ることを目的とする。
- 前項の目的を達するため、本会は左の事業を行う。
 - 一 会誌「成城法学」その他図書及び資料等の刊行
 - 二 研究会・講演会等の開催
 - 三 内外の諸大学・研究機関及び学会との交流
 - 四 前各号のほか適当と認める事業
- 3 本会は、左の各号に規定する者をもって会員とする。
 - 一 成城大学法学部専任教員
 - 二 成城大学法学部学生
 - 三 評議員会において適当と認める者
 - 4 会員は、評議員会の定めるところに従い、会費を納入しなければならない。
- 会員は、会誌「成城法学」の配布その他の便益を受けるものとする。
- 5 本会に左の役員を置く。
 - 一 会長
 - 二 評議員
 - 三 学会委員若干名
 - 四 監事二名
- 6 成城大学法学部の学部長を会長とする。
会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 7 成城大学法学部の専任教員を評議員とする。
評議員は、評議員会を組織し、本会の要務を審議する。
- 8 学会委員は、評議員会において互選し、その任期は二年とする。但し、再任を妨げない。
学会委員は、会誌の刊行その他会務を執行する。
- 9 監事は、評議員会において互選し、その任期は二年とする。但し、再任を妨げない。
- 10 本会の経費は、会費、事業収入その他の収入をもってこれを支弁する。
- 11 本規約は、評議員会の同意を得て、これを変更することができる。
- 12 本規約は、昭和五十二年四月一日から施行する。

第六号の訂正

目次中「法定地上権と登記」とあるのを「法定地上権の成立と登記」と訂正する。

成城大学法学会

会 長	中 川 和 彦		
監 事	石 川 惣 太 郎	井 上 正 藏	
評 議 員	舩 場 淳 子	井 上 明	大 隈 宏
	*大須賀 虔	大 沼 邦 弘	*奥 山 明 良
	恩 田 裕	金 沢 公 子	河 野 護
	今 野 裕 之	佐 藤 正 滋	佐 藤 文 夫
	*佐 藤 良 雄	四 宮 和 夫	庄 政 志
	*杉 山 隆 彦	寿 田 竜 輔	滝 沢 隼 代
	戸 松 秀 典	野 村 秀 敏	*本 田 純 一
	丸 山 愛 子	三 藤 正	村 山 啓 子
	安 田 一 郎	矢 田 俊 隆	山 内 進
	横 川 新		

* 雑誌編集委員

成城法学第 6 号 目次

(昭和55年 2 月25日発行)

論 説

白地手形に対する除権判決の効力 …………… 庄 政志 …… 1

アメリカにおける雇用差別とその法的救済 (三・完)

——公民権法第七編を中心に——…………… 奥山 明良 …… 29

給付利得と解除規定 (二)

——西ドイツにおける近時の理論展開を中心として—— …… 本田 純一 …… 71

ヒンツェの国制史における人間精神の意義 (二) …………… 山内 進 …… 101

判例研究

法定地上権の成立と登記 …………… 滝沢 隼代 …… 131

成城法学 第7号

昭和55年6月15日印刷
昭和55年6月25日発行

発行責任者 中川和彦
編集者 成城大学法学会
発行者 成城大学法学会
東京都世田谷区成城6-1-20 (〒157) TEL 482-1181 (代)
印刷所 白陽舎印刷工業株式会社 東京都江東区白河1-4-11 (〒135)

ISSN 0386-5711